

2017年（平成29年）10月吉日

公益社団法人関西経済連合会 会員 各位

近畿弁護士会連合会

理事長 市野 勝 司

日本CSR普及協会近畿支部

支部長 山田 庸 男

～ CSR普及協会近畿支部セミナー ～

**景品表示法（不当表示）規制の最新動向**

～規制強化を踏まえた対応のポイント～

日本CSR普及協会近畿支部は、下記の通り、景品表示法の不当表示規制をテーマにしたセミナーを開催致します。

景品表示法における不当表示に関しては、平成28年4月から課徴金制度が施行され、本年1月、自動車会社の燃費表示の不正に4億8000万円余の課徴金が課されるなど、既に数件の課徴金納付命令がなされるなど、不当表示に対するペナルティは非常に大きくなっています。

本セミナーでは、景品表示法の違反事件の調査を行っている消費者庁表示対策課の担当官をお招きして、最近の事案と消費者庁から見た企業における留意点も含めたご解説をいただき、また、景品表示法のコンプライアンス体制の整備（平時のチェックと、危機時期の対応の両面）について、景品表示法事案の対応経験豊富な那須秀一弁護士から実務的な解説いただきます。

両講師のお話を踏まえ、さらに掘り下げたテーマ（社内での具体的取組み例、近時の違反事例の実情）を含め、パネルディスカッション形式でご説明します。パネルディスカッションでのテーマについては、セミナー終了後の参加者交流会（無料）においても、引き続きご説明も予定しております。

ご参加希望の方は、**11月30日（木）までに裏面の申込書によりお申し込みください。**多数の会員のご参加をお待ちしております。

|         |                                                                                                                                                                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日時      | 平成29年12月5日（火）午後3時30分～6時<br>セミナー終了後、講師を交えた参加者交流会を開催します。                                                                                                                                                   |
| 場所      | 大阪弁護士会館10階会議室 大阪市北区西天満1丁目12番5号                                                                                                                                                                           |
| テーマ及び講師 | 景品表示法（不当表示）規制の最新動向<br>1 景品表示法の不当表示の規制と近時の違反事例の解説<br>消費者庁表示対策課 ご担当者様<br>2 景品表示法コンプライアンス～課徴金制度導入後の対応整備～<br>那須 秀一（弁護士・弁護士法人きっかわ法律事務所）<br>3 パネルディスカッション<br>司会：藪内俊輔（弁護士・弁護士法人北浜法律事務所）<br>パネリスト：消費者庁ご担当者様、那須秀一 |
| 参加費     | セミナー、参加者交流会ともに無料                                                                                                                                                                                         |
| 対 象     | 関西経済連合会会員企業 近畿弁護士会連合会所属弁護士                                                                                                                                                                               |
| 後 援     | 公益社団法人関西経済連合会                                                                                                                                                                                            |

## 日本CSR普及協会近畿支部セミナー申込書

### 「景品表示法（不当表示）規制の最新動向」

#### ～規制強化を踏まえた対応のポイント～

日時：平成29年12月5日（火）午後3時30分から

場所：大阪弁護士会館 10階会議室

第1部 セミナー（午後3時30分～6時）

無料。概要については表面記載の通り

第2部 参加者交流会（午後6時～7時）

無料。講師もご参加の予定で、個別のご質問等にもお答えいただけます。

---

申込期限：11月30日（木）

申込み先：日本CSR普及協会近畿支部事務局

近畿支部事務局（FAX 06-6263-7708）へお申し込み下さい。

近畿支部HP（<http://www.jcsr-kinki.jp/>）からも参加申込みができます。

法律セミナー（12月5日（火）午後3時30分～6時）

・参加

参加者交流会（同日午後6時～7時）

セミナーにご参加の方は下記にもご回答ください

・参加

・不参加

企業・団体名：

役職名：

氏名：

電話番号：

---

〈日本CSR普及協会近畿支部〉

〒541-0053 大阪府中央区本町1丁目7番7号 ワキタ堺筋本町ビル2階

藤木新生法律事務所内 TEL 06-6263-7288 FAX 06-6263-7708

当近畿支部は、近畿弁護士会連合会の弁護士と企業会員によって構成され、企業と弁護士の交流、並びに企業の健全な発展のための支援活動をおこなっています。

詳しくは、近畿支部HP（<http://www.jcsr-kinki.jp/>） ご高覧ください。